

**①真意に基づく承諾を確保する方法（承諾の実質化）**

その1

明確な承諾を得ているかを巡って紛争とならないような配慮が必要である。

IT弱者に対する配慮を十分に講じる必要がある。

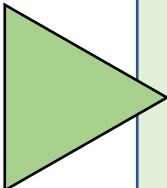
原則は紙による書面交付であり、消費者が希望する場合のみ電磁的方法による提供が認められることを、事業者は消費者に明確に説明することを義務付ける。

契約書面を受け取った日（電子メールが消費者のサーバーに届いた日）がクーリング・オフの起算日であることを、事業者は消費者に明確に説明することを義務付ける。

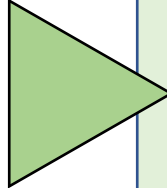
電磁的方法による提供の説明を消費者に行った際に、理解していない様子が見受けられる場合は、電磁的方法による提供を控えるよう事業者は努める。



消費者が高齢者である場合など、本人が望めば第3者の確認を求めることを可能にする。



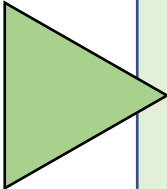
電磁的方法で交付する書面は、紙によるものと同様に消費者にとって「一  
覧性」があるものに限定する。



電磁的方法で交付する書面は、消費者にとって容易に読むことができる表  
記であることを義務付ける。

電磁的方法でも、確実に消費者が使用している端末に受信され、受信したことが消費者に認識できるものであることが必要である。

電子データを添付したメールを、消費者が閲覧したことを事業者が確認する措置を設ける。



電磁的方法はドメインのある電子メールのみとし、SNSを介したメッセージをやり取りするサービスなどは対象外とする。